

●香川県告示第562号

香川県証紙条例（昭和39年香川県条例第11号）第5条の規定により、香川県証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成19年12月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指定年月日
平成19年12月1日
- 2 住所
丸亀市大手町2丁目1番7号
- 3 氏名
社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会
- 4 売りさばき場所
丸亀市大手町2丁目3番1号 丸亀市役所内